

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和46年9月6日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年7月を2万8,000円、同年8月を3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月30日から同年9月6日まで

私は、昭和45年6月にA社に入社し、申立期間においても、勤務形態など変わることなく継続して勤務した。一緒に勤務していた同職種の同僚には厚生年金保険の加入記録があるが、私には無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述、同僚の供述及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、同社において昭和46年7月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和46年7月30日において、同社の厚生年金保険被保険者は申立人を含む29人であることが確認できるところ、事業所名簿において、同社は同日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているにもかかわらず、適用事業所に該当しなくなった日以後の同年9月6日を受付処理日として、同年8月の月額変更の記録が取り消されている者が9人、同年10月の定時決定の記録が取り消されている者が17人及び同年11月の厚生年金保険法改正時の記録が取り消されている者が3人おり、いずれも同年7月30日にさかのぼって厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、申立期間当時、手形が不渡りになるなど申立事業所の経営状態は悪かったが、昭和46年7月30日以降も20人か30人程度の従業員が勤務形態及び厚生年金保険料の控除等について変更がないまま勤務を継続していたと同僚が供述している上、A社の商業登記簿謄本から、同社について、申立期間当時の代表取締役が49年5月9日に退任した翌日に新たな代表取締役が就任しており、平成8年6月1日に解散していることが確認できることから判断すると、同社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）が同社を適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人を含む前述の29人全員について、健康保険被保険者証が返還された記録が無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人について、昭和46年7月30日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該資格の喪失に係る受付処理日である同年9月6日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和46年6月及び取り消される前の同年8月の月額変更記録から、46年7月は2万8,000円、同年8月は3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和38年3月1日、資格喪失日は39年1月26日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を上記のとおりとすることが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和38年2月16日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を38年2月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月16日から39年1月26日まで

私は、昭和38年2月にB社（現在は、C社）の工場としてD県E市（現在は、F市）に所在したA社に就職し39年1月に退職した。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から、申立期間のうち、昭和38年3月1日から39年1月26日までの期間において、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和38年3月1日、資格喪失日は39年1月26日）が確認できる。

さらに、申立人を記憶する複数の同僚から、「『G』姓の者は申立人のほかにはいなかった。」旨の供述を得ているところ、A社に係る健康保険厚生年

金保険被保険者名簿から、申立人と同姓の厚生年金保険被保険者を確認することができないことから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 38 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、39 年 1 月 26 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和 38 年 2 月 16 日から同年 3 月 1 日までの期間について、申立人は、「H 校（現在は、I 校）卒業前に D 県に行き、すぐ集団就職した。」と主張しているところ、I 校は、「申立人等についてあっせんした就職先は不明だが、申立人が昭和 38 年 3 月に同校を卒業していることは確認できる。」旨を供述している上、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同年 2 月 16 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる H 校出身で申立人と一緒に集団就職したとする複数の同僚は、「私は申立人とともに D 県に行き、B 社本社に入社したが、申立人は、同社の関連会社の A 社に入社したと思う。」「申立人は昭和 38 年 2 月ごろから 39 年 1 月ごろまで A 社に勤務していたと思う。」とそれぞれ供述していることから判断すると、申立人は 38 年 2 月 16 日から A 社に勤務していたことが認められる。

また、A 社の複数の元従業員に照会した結果、回答を得ることができたすべての者が「入社後すぐに厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、当該従業員がそれぞれ供述する勤務期間と A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者記録が一致していることが確認できることから判断すると、A 社の当時の事業主は、すべての従業員を、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 2 月 16 日から同年 3 月 1 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

- 3 申立期間に係る標準報酬月額については、申立人と入社経緯が同一である同僚の昭和 38 年 2 月の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び今回統合する申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。
- 4 なお、申立人に係る昭和 38 年 2 月 16 日から同年 3 月 1 日までの期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業所番号等索引簿によると、A 社は、46 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も死亡しており供述を得ることができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事

情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和49年3月15日に、資格喪失日に係る記録を同年7月21日とし、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月15日から同年7月21日まで

私は、A社で勤務していた昭和49年3月から同年7月までの期間に係る給与支払明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録があるはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の昭和49年4月から同年7月までの期間に係る給与支払明細書及び同僚の供述から、申立人が、A社に勤務し、申立期間（昭和49年3月から同年6月までの期間）の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持するA社の昭和49年4月から同年7月までの期間に係る給料支払明細書の保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したとしているものの、健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても

社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年3月から同年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における船員保険被保険者資格取得日は昭和26年2月8日、資格喪失日は同年7月19日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を上記のとおりとすることが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月8日から同年7月19日まで

ねんきん特別便にA社B支店に係る船員保険の被保険者記録が無かったので、社会保険事務所(当時)で調べてもらったが、船員保険の被保険者期間を確認することができなかった。

申立事業所は船員保険被保険者資格取得届を提出しているものと思われ、私は船員手帳を所持しているので、申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人が所持する船員手帳から、申立人が、申立期間において、同社同支店に雇入れされていたことが確認できる。

また、A社B支店に係る船員保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日が相違する(昭和5年*月*日)、基礎年金番号に統合されていない船員保険被保険者記録(資格取得日は昭和26年2月8日、資格喪失日は同年7月19日)が確認できる上、A社B支店が保管する船員保険被保険者資格取得届の写し及び船員保険被保険者資格喪失届の写しからも、申立人と同姓同名で生年月日が相違する(昭和5年*月*日)者について船員保険被保険者に係る届出が確認できる。

さらに、申立人が所持する船員手帳から、申立人の生年月日が、前述の名簿並びに資格取得届の写し及び資格喪失届の写しに記載されている生年月日と

同日である昭和5年*月*日から4年*月*日に訂正されていることが確認できるところ、申立人は、「CのD海運局にて船員手帳の交付を受けたときから誤った生年月日が記載されていた。そのままA社B支店に提出してしまったが、後で誤りに気づいて、EのD海運局F支局において戸籍を確認した上で記載の訂正を行ってもらった。」と供述している。

加えて、A社B支店に照会した結果、「申立人以外に『G』という氏名の従業員はいなかった。」旨の供述を得ているところ、A社B支店に係る船員保険被保険者名簿から、申立人と同姓の船員保険被保険者を確認することができないことから、当該船員保険被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和26年2月8日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年7月19日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社B支店に係る船員保険被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 26 日から 56 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社（現在は、B社）に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から、勤務期間を特定することはできないが、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の特殊台帳によれば、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、C市役所に照会したところ、申立人は、申立期間を含む昭和 50 年 6 月 27 日から平成 15 年 8 月 18 日まで、国民健康保険に世帯員として加入していたことが確認できる。

また、B社に照会した結果、「当時の厚生年金保険料の控除等に係る関連資料は無く、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答している上、事務担当者も既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

さらに、申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 484 (事案 26 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年ごろから 46 年 1 月ごろまで

A 県 B 市に所在した C 社において昭和 40 年ごろから 5 年ぐらいの間、正社員として勤務しており、厚生年金保険に加入していたのではないと思われる。

姉に再度照会すれば、C 社に勤務していたことが判明するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C 社の申立期間当時の事業主の妻の供述から、勤務時期は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認されるところ、オンライン記録によると、同社は、昭和 62 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、前述の事業主の妻に照会しても、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当する前の期間については、厚生年金保険料を給与から控除していなかったと供述していることから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、申立人の姉に再度聴取を行えば、申立内容に係る新たな事実が判明するのではないかとして、再度申立てを行っているが、申立人の姉に再度照会しても、当時の同僚等の記憶は無いなど、申立内容に係る新たな供述を得ることができない。

また、現在の事業主の妻に聴取を行っても、「申立期間当時は厚生年金保

険の適用事業所に該当していなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。また、当時の事務担当者は事業主の母であったが、体調が悪く当時の状況を聞くことができない。」と回答しており、当時の事務担当者から厚生年金保険の加入状況等に係る供述を得ることもできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人の姉への聴取結果は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 1 日から 54 年 8 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、昭和 53 年 6 月から 54 年 7 月までの期間に係る標準報酬月額が 6 万円と記録されている。
私が所持する給与明細書では、申立期間の報酬月額は 15 万円から 20 万円であることが確認できるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立人が所持する申立期間に係る給与明細書に記載されている総支給額から、申立期間の報酬月額は概ね 15 万円から 20 万円であることが認められるものの、当該給与明細書の「厚生年金保険料控除額」欄の厚生年金保険料は A社に係る厚生年金保険被保険者原票における報酬月額（6 万円）に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このことについて、A社は、「当時の事務担当者は既に死亡しており標準報酬月額の算定に係る供述を得ることはできないが、当社が保管する「社員採用申請書」の「給与額」欄に給与の算出に係る日単価（基本給）が記載されており、これに当時の標準的な 1 か月間の勤務日数を乗じた上で基本的な

給与月額を算出していたものと思われる。」と回答している上、申立期間について、「社員採用申請書」から算出される給与月額を検証したところ、当該給与月額はA社に係る厚生年金保険被保険者原票における報酬月額（6万円）と一致することが確認できることから判断すると、同社は、申立人に係る標準報酬月額を6万円として社会保険事務所（当時）に届出を行っており、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたことが認められる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚について、申立人と同様に昭和54年8月において大幅に標準報酬月額が改定されていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。